

議案第25号

さぬき市勤労青少年ホーム条例の廃止について

さぬき市勤労青少年ホーム条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

さぬき市勤労青少年ホーム条例（平成14年さぬき市条例第169号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。
別表勤労青少年ホーム運営委員会の委員の項を削る。
（さぬき市照明施設条例の一部改正）
- 3 さぬき市照明施設条例（平成14年さぬき市条例第99号）の一部を次のように改正する。
第2条の表志度勤労青少年ホーム（体育館）の項を削る。
別表志度勤労青少年ホーム（体育館）の項を削る。

議案第26号

さぬき市行政不服審査条例の制定について

さぬき市行政不服審査条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政不服審査条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、法第38条第1項（法第9条第3項で読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項に規定する写し又は書面の交付（次条において「交付」という。）を受ける際に徴収する。

(送付による交付)

第4条 交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該交付に係る書面等の送付を求めることができる。

(行政不服審査会)

第5条 法第81条第2項の規定に基づき、不服申立てに係る事件ごとに、さぬき市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第6条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、法律、行政等に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事項に関する調査審議が終了した日までとする。

3 市長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第9条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第13条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(最初の会議の招集)
- 2 委員の委嘱後、最初に開催される審査会の会議は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会の委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会の委員	日額 8,000円
------------	-----------

別表（第2条関係）

交付の方法	手数料の額		備考
1 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	A3判以内の用紙1枚につき10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定
		A3判を超える用紙1枚につき10	

		円にA3判の用紙を用いた場合の枚数を乗じて得た額	する。
	カラー	A3判以内の用紙1枚につき50円	
		A3判を超える用紙1枚につき50円にA3判の用紙を用いた場合の枚数を乗じて得た額	
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	A3判以内の用紙1枚につき10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
		A3判を超える用紙1枚につき10円にA3判の用紙を用いた場合の枚数を乗じて得た額	
	カラー	A3判以内の用紙1枚につき50円	
		A3判を超える用紙1枚につき50円にA3判の用紙を用いた場合の枚数を乗じて得た額	
3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したも又は対象電磁的記録を出力したものの交付	1の項又は2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円		

備考 この表において「対象書面等」とは、法第38条第1項に規定する書面若しくは書類又は法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料をいい、

「対象電磁的記録」とは、法第38条第1項又は法第78条第1項に規定する電磁的記録をいう。

議案第 27 号

さぬき市職員の退職管理に関する条例の制定について

さぬき市職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定にする退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（さぬき市立の学校に勤務する県費負担教職員にあっては、さぬき市教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第28号

さぬき市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

さぬき市病院事業の剰余金の処分等に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市病院事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、さぬき市病院事業（以下「病院事業」という。）における利益及び資本剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 病院事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める方法により処分することができる。

(1) 事業年度末日に企業債を有する場合 補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで減債積立金として積み立てる方法

(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てる方法

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外に使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金を埋める目的

(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合には、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

4 減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

(資本剰余金の積立て)

第3条 毎事業年度において生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(欠損の処理)

第4条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって埋めるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、建設改良積立金をもって埋め、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金をもって埋めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、病院事業の管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(さぬき市情報公開条例の一部改正)

第1条 さぬき市情報公開条例（平成14年さぬき市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「の地位若しくは」を「又は」に改め、同条第5号中「若しくは」を「又は」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第15条の2 第9条第1項、第11条若しくは第12条第2項に規定する決定（以下「開示決定等」という。）又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第16条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、さぬき市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（第9条第5項の規定により第三者が当該公文書の開示について反対する旨の意見を述べている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 第9条第5項の規定により当該審査請求に係る公文書の開示について反対する旨の意見を述べた第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第17条の見出しを「（情報公開・個人情報保護審査会）」に改め、同条第1項中「前条に規定する実施機関の」を「前条第1項及びさぬき市個人情報保護条例（平成17年さぬき市条例第7号）第41条第1項の規定による」に改め、同

条第4項中「公文書の開示」の次に「及び個人情報保護」を加え、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第17条の次に次の5条を加える。

(審査会の調査権限)

第17条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第17条の3 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第17条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第17条の5 審査請求人等は、審査会に対し、第17条の2第3項若しくは第4項若しくは前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は当該書面の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

(答申書の送付等)

第17条の6 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
本則に次の1条を加える。

(罰則)

第24条 第17条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(さぬき市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 さぬき市個人情報保護条例(平成17年さぬき市条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 不服申立て(第41条―第43条)」を「第6節 審査請求(第40条の2―第43条)」に、「第55条」を「第54条」に改める。

第2章中「第6節 不服申立て」を「第6節 審査請求」に改める。

第2章第6節中第41条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第40条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第41条各号列記以外の部分中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」及び「、遅滞なく」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第41条に次の2項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第42条第1項中「前条の規定により諮問した実施機関（以下「諮問庁」という。）」を「諮問庁」に、「においては」を「において」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「諮問庁」の次に「（以下「審査請求人等」という。）」を、「陳述させ」の次に「又は鑑定を求め」を加える。

第42条の次に次の4条を加える。

（意見の陳述）

第42条の2 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第42条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第42条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第42条第3項若しくは第4項若しくは前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は当該書面の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

（答申書の送付等）

第42条の5 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第43条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外

の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第53条を削り、第54条を第53条とし、第55条を第54条とする。

（さぬき市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第3条 さぬき市固定資産評価審査委員会条例(平成14年さぬき市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2人」を「3人」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「決定書」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

（さぬき市税条例の一部改正）

第4条 さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように

改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(さぬき市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第5条 さぬき市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成14年さぬき市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中さぬき市情報公開条例第6条第3号及び第5号並びに第17条第4項の改正規定並びに本則に1条を加える改正規定、第2条中さぬき市個人情報保護条例第42条第1項後段の改正規定及び第53条を削り、第54条を第53条とし、第55条を第54条とする改正規定並びに第3条中さぬき市固定資産評価審査委員会条例第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第30号

さぬき市議会の議決事件に関する条例の一部改正について

さぬき市議会の議決事件に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成16年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市民憲章の制定、変更又は廃止

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

さぬき市行政手続条例の一部改正について

さぬき市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政手続条例の一部を改正する条例

さぬき市行政手続条例（平成14年さぬき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）
第5章 届出（第35条）
第6章 雑則（第36条）」を
「第4章 行政指導（第30条—第35条）
第5章 処分等の求め（第36条）
第6章 届出（第37条）
第7章 雑則（第38条）」に改める。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改め、同条第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第36条を第38条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第35条を第37条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第34条の次に次の1条及び1章を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法

律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合していないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(さぬき市税条例の一部改正)

2 さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 32 号

さぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

さぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年さぬき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第1項第2号中「公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供」を「さぬき市公告式条例（平成14年さぬき市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第33号

さぬき市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成14年さぬき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さぬき市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに職員の失職の例外」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の例外）

第5条 任命権者は、公務遂行中の事故又は通勤途上の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第16条第2項中「採用された職員」の次に「（以下「再任用職員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特に任命権者が必要と認める場合は、再任用職員以外の職員に限り、当該介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過した日から更に連続する6月の期間内において必要と認められる期間とすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第16条第2項ただし書の規定は、この条例による改正前のさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第2項の規定により介護休暇を与えられた職員で、この条例の施行の日において当該介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過した日までの間にある者についても適用する。この場合において、新条例第16条第2項ただし書中「当該介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日」とあるのは、「さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年さぬき市条例第 号）による改正前の第16条第2項の規定により与えられた当該介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日」とする。

議案第35号

さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表少年育成センター所長の項及び公民館長の項中「150,000円」を「180,000円」に改める。

別表中

「

児童館運営委員会の委員	日額 8,000円
-------------	-----------

」

を

「

児童館運営委員会の委員	日額 8,000円
児童館長	月額 180,000円

」

に改め、同表隣保館長の項中「150,000円」を「180,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第36号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第3項中「級別職務分類表は、規則で定める」を「分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第9条の2第1項中「30万7,000円」を「30万7,800円」に改める。

第26条第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

1 行政職給料表 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	1 主任主事又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	課長補佐の職務
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務
6級	1 次長の職務 2 困難な業務を処理する課長の職務
7級	1 部長の職務 2 困難な業務を処理する次長の職務
8級	困難な業務を処理する部長の職務

2 医療職給料表 等級別基準職務表

ア 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	医員の職務
2級	1 医長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員の職務

3級	1 診療所の所長の職務 2 主任医長の職務 3 困難な業務を処理する医長の職務
4級	困難な職務を処理する診療所の所長の職務

イ 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	診療放射線技師、理学療法士又は作業療法士の職務
2級	1 主任診療放射線技師、主任理学療法士又は主任作業療法士の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする診療放射線技師、理学療法士又は作業療法士の職務
3級	係長の職務
4級	科長補佐の職務
5級	科長の職務

ウ 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	1 看護師の職務 2 主任准看護師の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 主任看護師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任准看護師の職務
4級	1 副看護師長の職務 2 上席主任看護師の職務
5級	看護師長の職務

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第37号

さぬき市立学校設置条例の一部改正について

さぬき市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市立学校設置条例の一部を改正する条例

さぬき市立学校設置条例（平成14年さぬき市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表さぬき市立前山幼稚園の項を削る。

別表の2の表さぬき市立前山小学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（さぬき市行政財産使用料条例の一部改正）

2 さぬき市行政財産使用料条例（平成14年さぬき市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1前山幼稚園諸室の項、前山小学校体育館の項、前山小学校運動場の項及び前山小学校諸室の項を削る。

議案第38号

さぬき市武道館等条例及びさぬき市体育館条例の一部改正について

さぬき市武道館等条例及びさぬき市体育館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市武道館等条例及びさぬき市体育館条例の一部を改正する条例

(さぬき市武道館等条例の一部改正)

第1条 さぬき市武道館等条例（平成14年さぬき市条例第90号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さぬき市武道館条例

第1条中「及び柔剣道場」を削り、「武道館等」を「武道館」に改める。

第2条中「武道館等」を「武道館」に改め、同条の表津田柔剣道場の項を削る。

第3条中「武道館等」を「武道館」に改め、「（津田柔剣道場においては「場長」とする。）」を削る。

第4条第1項中「武道館等」を「武道館」に、「教育委員会」を「館長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「館長」に、「武道館等」を「武道館」に改める。

第6条第1項及び第8条中「武道館等」を「武道館」に改める。

第7条第1号中「さぬき市立小中学校の児童生徒」を「さぬき市立学校設置条例（平成14年条例第71号）に定める市立学校及びさぬき市保育所条例（平成14年条例第108号）に定める保育所」に改め、「（保育所及び幼稚園含む。）」を削る。

第9条中「教育委員会」を「館長」に改める。

第10条中「武道館等」を「武道館」に改める。

(さぬき市体育館条例の一部改正)

第2条 さぬき市体育館条例（平成14年さぬき市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
津田体育館	さぬき市津田町津田138番地16
津田第2体育館	さぬき市津田町津田173番地3
津田北山体育館	さぬき市津田町津田3645番地5
大川体育館	さぬき市大川町富田中2207番地2
寒川体育館	さぬき市寒川町石田東甲425番地
神前体育館	さぬき市寒川町神前1576番地5

第4条中「、その他」を「その他」に、「おき」を「置き」に改める。

第6条第1項中「社会体育施設等使用許可申請書（様式第1号）を館長に提出し、社会体育施設等使用許可書（様式第2号）の交付」を「館長の許可」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「館長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「館長」に改める。

別表第1中「

津田北山体育館
寒川体育館
神前体育館
大川体育館

」を

「

津田第2体育館
津田北山体育館
大川体育館
寒川体育館
神前体育館

」に改める。

別表第2中「津田体育館、津田北山体育館」を「津田体育館、津田第2体育館、津田北山体育館」に、「寒川体育館、神前体育館、大川体育館」を「大川体育館、寒川体育館、神前体育館」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のさぬき市体育館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさぬき市体育館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第39号

さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

さぬき市病院事業の設置等に関する条例を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市病院事業の設置等に関する条例（平成14年さぬき市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第6号を次のように改める。

(6) 内分泌・代謝内科

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第40号

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更について

香川県広域水道事業体設立準備協議会に坂出市及び善通寺市が加入することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、別紙のとおり規約を変更することについて、同条のその例によることとされた第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部を変更する規約

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約（平成27年5月29日総務省届出）
の一部を次のように変更する。

第3条中「丸亀市」の次に「、坂出市、善通寺市」を加える。

第6条第3号中「13名」を「15名」に改める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備を行うため、別紙のとおり総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

総合整備計画書

香川県 さぬき市 多和辺地
(辺地の人口 509人 面積 13.86k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
 (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割93番地1
 (3) 辺地度点数 182点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

簡易水道施設について、国道377号の拡幅工事に伴い、併設している水道管路の布設替工事が必要であるため事業を実施する。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成30年度まで 3年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	20,000	13,000	7,000	7,000
簡易水道管路布設 替事業	さぬき市	60,000	27,000	33,000	14,800
合計		80,000	40,000	40,000	21,800

議案第42号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成28年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

字 界 変 更 調 書

1. さぬき市大川町富田西字平尾に編入する区域

(大字)	字	地 番	凡例番号
富田西	上筒野	2 2 6 7 の 1 の 一 部、 2 2 7 2 の 6 の 一 部	① 3 8 3 m ²
		及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の一部並びに 2 2 6 7 の 1 0 に隣接する水路の全部、字平尾 1 6 8 3、1 6 8 7 の 2 に隣接する道路である市有地の一部	

「上記地番は、平成 2 8 年 1 月 2 7 日現在の登記簿による。」